明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四七）　二
○自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（四八）　二
○警察法施行令の一部を改正する政令（四九）　二
〔省令〕
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二〇）　二
〔規則〕
○国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則を廃止する規則（国家公安委三）　三
○警察職員の服務の宣誓に関する規則の一部を改正する規則（同四）　三
〔告示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委六）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同七）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同八）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務六三）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同六四）　三
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛四六、四七）　三
○都市計画に関する件（関東地方整備局七八）　三
○道路に関する件（同七九～八一）　三
○都市計画に関する件（北陸地方整備局一二、一三）　三
○都市計画に関する件（近畿地方整備局二九～三一）　三
○道路に関する件（中国地方整備局一六、一七）　三
○都市計画に関する件（同一八～二〇）　三
○都市計画に関する件（四国地方整備局二一）　三
○道路に関する件（同二二～二四）　三
〔国会事項〕
〔皇室事項〕
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第四七号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二六号）の施行期日は令和五年三月一六日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定（同法附則第五条及び第六条の規定に限る。）の施行期日は同年四月一日とすることとした。

**◇自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第四八号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　陸上自衛隊の師団及び旅団の編成を改めることとした。（第一〇条及び第一二条の二関係）

2　陸上自衛隊石垣駐屯地を新設し、その名称及び位置を定めることとした。（別表第七関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

新設される陸上自衛隊石垣駐屯地を特地官署とすることとした。（別表第六関係）

三　施行期日

この政令は、令和五年三月一六日から施行することとした。

**◇警察法施行令の一部を改正する政令**（政令第四九号）（警察庁）

1　警察法第五六条の四第一項本文の規定による任命をされた警察官が退職した場合の退職手当については、国は、都道府県に対し、当該警察官が当該任命の日の前日に定年により退職したものとするならば支給されることとなる退職手当の額に相当する額（当該額が当該警察官に対し現に支給される退職手当の額を超える場合にあっては、当該現に支給される退職手当の額）を補助することとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。